

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第9号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(昇格) 第18条 略 <u>2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。</u> 3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。 4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。	(昇格) 第18条 職員を昇格させる場合には、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有しているときにその者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。 <u>2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。</u> 3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者に特に昇格させる必要がある場合であらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。
(勤務成績の証明) 第28条 略	(勤務成績の証明) 第28条 条例第7条第3項の規定による昇給（第31条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。
(昇給区分及び昇給の号給数) 第29条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる	(職員の昇給の号給数) 第29条 職員を条例第7条第3項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

職員に該当するか否かの判断は、教育委員会が人事委員会に協議して定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会に協議して教育委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D
- (2) 人事委員会に協議して教育委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

4 条例第7条第3項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて昇給号給数表（別表第8）に定める号給数とする。

5 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第21条第3項、第24条第2項（第26条において準用する場合を含む。）若しくは第33条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除して得た数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会に協議して教育委員会の定める職員にあっては、人事委員会に協議して教育委員会の定める号給数）とする。

6 前2項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第23条第1項に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項又は第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（復職時等における号給の調整）

第34条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第3条第2項に規定する派遣職員（以下「外国派遣職員」という。）、職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第4条第1号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等換算表（別表第9）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第8 昇給号給数表（第29条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4	2	0
	4以上	3	2	1	0

備考

この表に定める上段の号給数は条例第7条第5項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

（復職時等における号給の調整）

第34条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第3条第2項に規定する派遣職員（以下「外国派遣職員」という。）、職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第4条第1号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等換算表（別表第8）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第9 休職期間等換算表（第34条関係）

事由	引き続き勤務しない期間についての換算率
条例第29条第1項の休職及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号。以下「勤務時間等規則」という。） <u>第12条第1項第1号</u> に規定する負傷又は疾病による病気休暇	3分の3以下
外国派遣職員の派遣	
公益法人等派遣職員の派遣	
大学院修学休業	
専従許可	3分の2以下
勤務時間等条例第11条に規定する介護休暇	2分の1以下
条例第29条第2項及び教育公務員特例法第14条の休職並びに勤務時間等規則 <u>第12条第1項第2号</u> に規定する負傷又は疾病による病気休暇	3分の1以下（ただし、結核性疾患にあっては、2分の1以下とすることができる。）
条例第29条第3項の休職	0（ただし、無罪判決を受けた場合は事情により3分の3以下とすることができます。）

別表第8 休職期間等換算表（第41条関係）

事由	引き続き勤務しない期間についての換算率
条例第29条第1項の休職及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号。以下「勤務時間等規則」という。） <u>第12条第1号</u> に規定する負傷又は疾病による病気休暇	3分の3以下
外国派遣職員の派遣	
公益法人等派遣職員の派遣	
大学院修学休業	
専従許可	3分の2以下
勤務時間等条例第11条に規定する介護休暇	2分の1以下
条例第29条第2項及び教育公務員特例法第14条の休職並びに勤務時間等規則 <u>第12条第2号</u> に規定する負傷又は疾病による病気休暇	3分の1以下（ただし、結核性疾患にあっては、2分の1以下とすることができる。）
条例第29条第3項の休職	0（ただし、無罪判決を受けた場合は事情により3分の3以下とすることができます。）

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。